

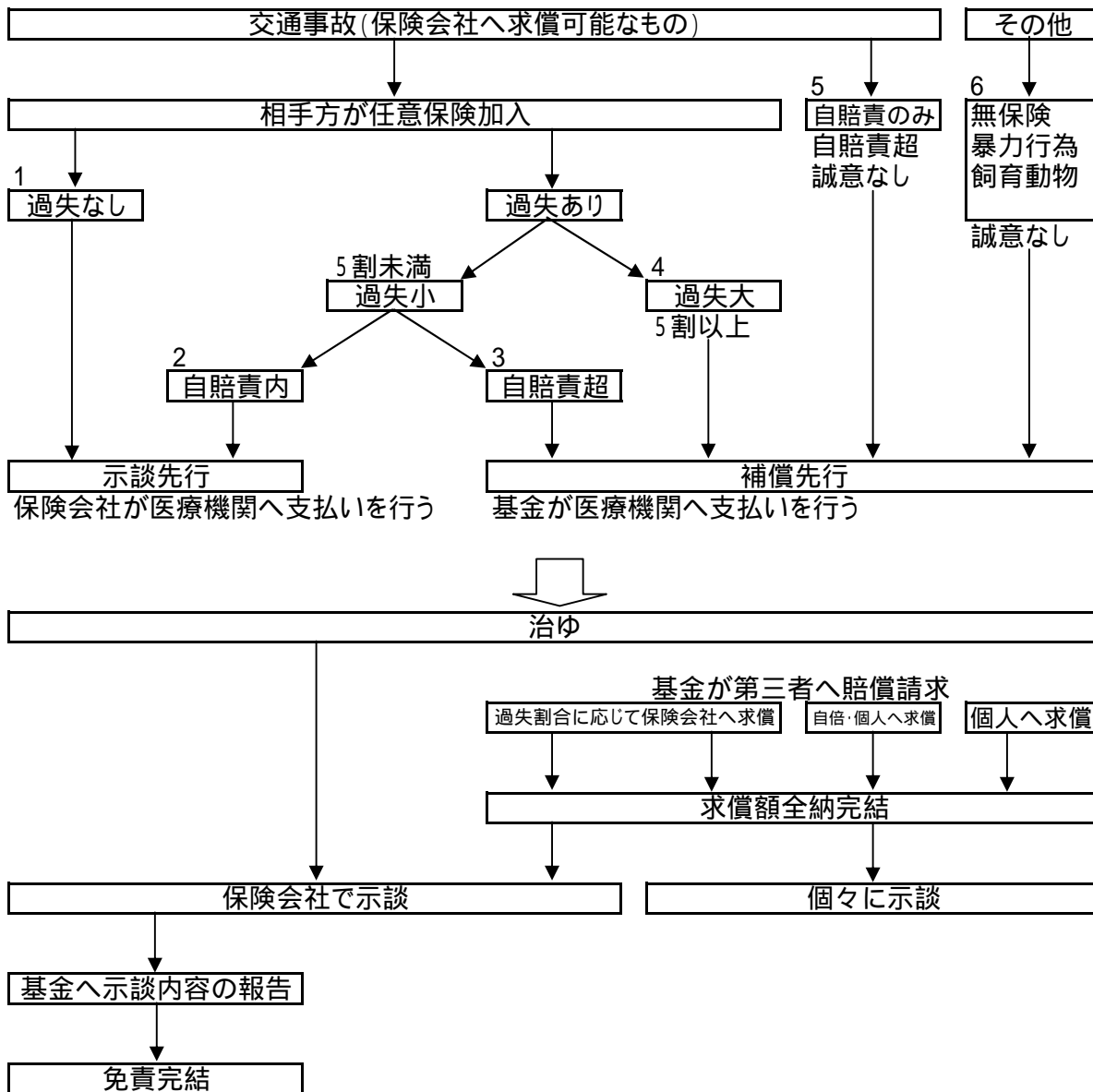
第三者加害事案が発生した場合

第三者加害とは？

交通事故、暴力行為、飼い犬に咬まれた等、第三者の行為によって生じた災害を第三者加害と
いいます。第三者は、民事上の損害賠償の責を負うことになるため、基金の補償と重複しないよ
う調整を行う必要があります。(賠償対象は、保険診療の3割ではなく、全額(10割)です。)

第三者加害発生時の対応

- ・病院で受診する際に「公務(通勤)災害」であることを伝える(組合員証を使用しない)
- ・第三者の連絡先を確保する(自宅、携帯、交通事故の場合は保険会社担当者も)
- ・相手方と安易な示談・約束をしない。(治療費3割見てもらえれば良い等)
- ・公務災害となった場合は過失割合に応じて基金から請求がある旨相手方に伝える(その他の場合)



人身傷害保険との調整

被災職員自身が加入する人身傷害保険も基金の補償と調整されます。
基金の補償が優先され、基金の補償額を控除した額が支払われます。